

岐阜市附属機関等の設置等に関する要綱

令和2年8月19日 決裁

令和5年5月24日 改正

岐阜市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成11年11月26日決裁）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 附属機関（第3条—第10条）

第3章 懇談会（第11条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、附属機関及び懇談会の機能の充実並びに運営の簡素化及び効率化を図り、もって市政への市民参画を促進し、公正で透明な市政の推進に資するため、附属機関及び懇談会の設置並びに開催並びに運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する機関をいう。
- (2) 懇談会 市政運営上の参考とすることを主な目的として、市民等との意見の交換の場として、要綱により開催する会議等をいう。ただし、市職員で構成する内部組織、関係団体の連絡調整を主な目的とする組織、イベント等の特定の事業を実施するために組織する実行委員会等を除く。
- (3) 市民等 市民、関係団体、有識者（意見を交換する事項に関し識見を有する者をいう。）等をいう。

第2章 附属機関

（附属機関の設置）

第3条 附属機関は、法律の規定により設置が義務付けられている場合を除き、その設置の必要性を十分に検討し、次に掲げる場合に限り設置するものとする。

- (1) 専門的な識見を導入し、又は公正を確保するため市民等からの意見が必要である場合
- (2) 設置の目的及び所掌事務が、既存の附属機関に類似せず、又は重複しない場合

（組織）

第4条 附属機関の組織は、法律に定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 附属機関の委員の数は、原則として15人以内とする。
- (2) 委員長（附属機関の会務を総理する者をいう。）は、委員の互選により定めるものとする。

る。

- 2 効率的又は効果的な審議等を行うため必要があると認めるときは、附属機関に分科会、部会等を設置することができる。

(委員の選任基準)

第5条 委員の選任に当たっては、法律に定めがある場合を除き、広く各界各層から適切に人材を起用することとし、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 第3次岐阜市男女共同参画基本計画（平成30年2月16日決裁）に掲げる女性比率目標を達成するよう、積極的に女性委員の選任に努めるものとする。
 - (2) 市職員は、原則として委員に選任しないものとする。
 - (3) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、4機関までとする。
 - (4) 関係団体等から選任する場合は、当該関係団体等の長に限らず、広く団体職員等の中から推薦を受けるものとする。
- 2 委員の任期は、法律に定めがある場合を除き、原則として2年以内とし、通算在任期間は、8年以内とするものとする。
 - 3 前2項の規定は、関係行政機関等の特定の職にある者を委員に選任する場合、専門的な知識又は経験を有する者が他に見当たらない場合その他特別の事情があると認める場合には、適用しない。
 - 4 附属機関を所管する課等（以下「所管課」という。）の長は、委員を選任しようとするときは、前3項に定める選任基準に適合するか否かを明らかにした書類を作成し、決裁に添付しなければならない。

(委員の公募)

第6条 委員には、積極的に公募による委員を選任するものとする。ただし、次に掲げる附属機関については、この限りでない。

- (1) 高度に専門的な事項について審議等を行うもの
 - (2) 特定の個人及び団体に関して審議等を行うもの
 - (3) 緊急に設置し、審議等を行うもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、附属機関の設置目的に照らし、委員を公募することが適当でないと認められるもの
- 2 公募による委員の数は、委員の定数の2割以上を占め、かつ、男女の比率が同数となるよう努めるものとする。
 - 3 公募による委員は、原則として再任されない。

(適正な運営)

第7条 附属機関の運営に当たっては、事前に資料を配布する等委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても事前に意見を求める等審議等の活性化

を図るための工夫に努めるものとする。

- 2 書面による会議は、特別の事情があると認められる場合を除き、行わないものとする。

(会議の公開等)

第8条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第16条の規定により公開するとともに、会議の開催後、議事の全部又は概要を記した記録（以下「議事録」という。）を速やかに作成し、及び公開するものとする。ただし、同条例第6条各号に定める非公開情報を含む場合は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、会議の公開又は非公開の区分、会議を非公開とする場合にあってはその理由その他の会議の開催に係る事項を、あらかじめ公表するものとする。

(既存の附属機関の見直し)

第9条 既存の附属機関については、その所掌事務及び委員の構成の見直し並びに会議の運営等の改善により、その機能の充実並びに運営の簡素化及び効率化に努めなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する附属機関は、廃止し、又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したと認められるもの又は社会経済情勢の変化により設置の必要性が低下したと認められるもの
- (2) 過去の開催実績又は付議される案件が少ない等活動が活発でないもの
- (3) 公聴会、パブリックコメント手続、個別の意見聴取その他附属機関を設置するまでもなく市民等の多様な意見、情報及び専門的知識を把握することができる場合
- (4) 所掌事務、委員の構成等が他の附属機関と類似し、又は重複するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、簡素化及び効率化の観点から廃止又は統合が望ましいもの
(附属機関に関する協議及び報告)

第10条 所管課の長は、附属機関の新設、廃止、統合又は名称若しくは担当事務の変更等を行うおうとするときは、あらかじめ財政部行財政改革課長に協議するものとする。

- 2 所管課の長は、附属機関の委員を委嘱し、又は解嘱したときは、財政部行財政改革課長に報告するものとする。

第3章 懇談会

(懇談会の開催)

第11条 懇談会は、その開催の必要性を十分に検討し、次に掲げる場合に限り開催するものとする。

- (1) 専門的な識見を導入し、又は公正を確保するため市民等による意見の交換が必要である場合
- (2) 開催の目的及び意見の交換の内容が、既存の懇談会と類似し、又は重複しない場合

- 2 懇談会の開催期間の終期は、原則として当該懇談会の開催を定める要綱に規定するものとする。

する。

(既存の懇談会の見直し)

第12条 所管課の長は、既存の懇談会に関し、その意見の交換の内容の見直し並びに懇談会の運営等の改善により、その機能の充実並びに運営の簡素化及び効率化に努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する懇談会は、廃止し、又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したと認められるもの又は社会経済情勢の変化により開催の必要性が低下したと認められるもの
- (2) 懇談会以外の意見の交換の場において市民等の多様な意見、情報及び専門的知識を把握することができる場合
- (3) 開催の目的及び意見の交換の内容が他の懇談会と類似し、又は重複するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、簡素化及び効率化の観点から廃止又は統合が望ましいもの
(懇談会の開催に係る留意事項)

第13条 懇談会の開催については、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 審議会、協議会、審査会、委員会等附属機関と誤認されるような名称を用いないこと。
- (2) 「審議する」、「審査する」、「答申する」等附属機関の所掌事務を付与しないこと。
- (3) 懇談会の構成員の意見については、個々の構成員の意見として取り扱い、機関としての意見として取り扱わないこと。
- (4) 定足数、議決方法その他議事手続に関する規定を定めないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、懇談会の開催及び運営に関し、附属機関と誤認されるような措置を取らないこと。

(準用)

第14条 第7条、第8条及び第10条第1項の規定は、懇談会において準用する。この場合において、「附属機関」とあるのは「懇談会」と、「設置」とあるのは「開催」と、「委員」とあるのは「構成員」と、「審議等」とあるのは「意見の交換」と、「新設」とあるのは「開催」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の岐阜市附属機関等の設置等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に設置する附属機関又は開催する懇談会について適用し、同日前に設置した附属

機関又は懇談会については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。